



知財マネジメント強化事業 実践支援取組紹介（6） 農業普及活動における知的財産取扱い手順書の作成

鳥取県農林水産部農業振興局経営支援課
桜坂法律事務所 平井 佑希 弁護士・弁理士

農林水産省委託事業令和6年度みどりの食料システム戦略実現技術開発・実証事業のうち農林水産研究の推進委託事業「知財マネジメント強化」

●事業概要

農林水産省「令和6年度みどりの食糧システム戦略実現技術開発・実証事業のうち農林水産研究の推進委託事業『知財マネジメント強化』」（以下本事業）では、平成30年度より、農林水産業・食品産業に関する研究に取り組む国立研究開発法人、都道府県の公設試験場や農林水産技術会議事務局が直接又は間接的に委託等より実施する研究開発に参画する機関における適切な知財マネジメントの実施や知財マネジメント能力の向上に資するため、知財マネジメントに高度な専門知識を有する専門家による個別の助言活動と共に知財マネジメントの手引きの策定・普及活動を実施しています。

本事業では、令和5年度から知財マネジメントの実践に取り組もうとする公的研究機関を選定し、約5か月/1事業年度にわたって、専門家による重点的な支援を実施してきました。

本紙では、実践支援の取り組みの一部をご紹介します。これから知財マネジメントの実践に取り組む公的研究機関や公的研究機関を支援する専門家、支援機関の皆様にとって参考になれば幸いです。

●専門家紹介

桜坂法律事務所

弁護士/弁理士 平井 佑希

支援得意分野：特許、著作権、不正競争など知的財産の分野であれば、広く取り扱っている。農水知財の分野でも種苗法、農業分野における営業秘密（ノウハウ）の保護などを含め、幅広く対応が可能。

●参加機関紹介

鳥取県農林水産部農業振興局経営支援課

業務内容：鳥取県の活力ある農業の振興を図るため、農業改良普及所（県内7か所）に配置された普及指導員の普及活動支援と資質向上、研究・行政等との連携、研究への参画、普及活動に関する業務の企画・立案・総括、先進的な農業者等とのパートナーシップの構築等に関する業務

▼ 事務所ロゴ（専門家提供）

桜坂法律事務所

SAKURAZAKA LAW OFFICES

▼ 事務所ホームページ



▼ センター外観（鳥取県提供）



▼ センターホームページ

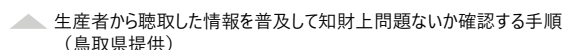


- 農業者の高齢化や他業種からの就農者増加を背景に農業労働改善が求められ、農作業における効率化の工夫事例（技術やノウハウ）等の普及活動が必要となっている
- 普及活動においては、農業者や産地に固有の栽培技術・ノウハウ、営業秘密など知的財産の取り扱いに注意しなければならないが、知的財産（権）としての判断方法や技術・ノウハウの公開可否や公開範囲及び公開方法などの判断基準・ルールが整備されていない

➤ 当県のこれまでの普及活動の中で開示する情報の中に農家のノウハウが含まれているのではないかと懸念が生じた事例の紹介を受け、営業秘密の取り扱いに関する基本事項をレクチャーし、各事例ごとに考えられる対応方針をアドバイス（当県の営業秘密の管理に関する現状を整理）

➤ 知的財産のクリアランスにおける基本的な考え方と取り扱い手順書案を作成（法律・知的財産の専門家ではない現場の普及員にもわかるよう当県にて文言修正）

➤ 取り扱い手順を実行するために、普及員が農家や産地（生産組織等）から聴き取る内容例や同意書様式等をドラフト



- 鳥取県における普及活動における知的財産取扱い手順書及び生産者からの聞き取り内容例や合意書様式等の関連書類の作成
- 実践支援を通して、現場目線での意見を徴収することができ、また関係者間の知的財産関連への意識向上が見受けられた
- 今後は、作成した普及活動における知的財産取扱い手順書の県内全普及員への周知を図り、実際に活用していくとともにバージョンアップを図っていく

平井弁護十・弁理十

生産者への普及活動を行う際の、営業秘密を含めた知財の取り扱い、非常に悩ましい問題です。良い技術を地域の生産者に広めることは非常に重要な役割ではありますが、その生産者が独自に工夫したノウハウなどが含まれている可能性もあります。有用な技術が県外、ひいては海外にまで流出してしまうと、地域の競争力が損なわれる可能性もありますので、広めるべき技術と慎重に取り扱うべき技術を見極めることが大事です。

農林水産省農林水産技術会議事務局研究企画課 知的財産班
Tel : 03-3502-7436/Email : qikai_chizai@maff.go.jp